

○ 小山市議会基本条例

平成 23 年 12 月 28 日

条例第 27 号

改正 平成 25 年 2 月 22 日 条例第 15 号

平成 27 年 3 月 20 日 条例第 55 号

平成 31 年 3 月 22 日 条例第 12 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)

第 2 章 議会の基本的組織(第 4 条―第 6 条)

第 3 章 議会及び委員会の運営の原則(第 7 条―第 10 条)

第 4 章 市民と議会の関係(第 11 条―第 14 条)

第 5 章 市長等と議会及び議員の関係(第 15 条―第 20 条)

第 6 章 議員の責務と活動(第 21 条―第 27 条)

第 7 章 議会の補助的機構等(第 28 条・第 29 条)

第 8 章 議会改革(第 30 条)

第 9 章 この条例の最高規範性及び見直し(第 31 条・第 32 条)

附則

小山市議会(以下「議会」という。)は、小山市住民の直接選挙によって民主的に選出された議員(以下「議員」という。)により構成されていることを自覚し、常に市民(市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、若しくは活動するものをいう。以下同じ。)の福祉の向上のために活動するものである。

民主主義の根本は合議であり、議会は、市民の意思を代弁する合議体であることから、条例の制定改廃その他市政の重要事項について市の意思決定をし、二元代表制の原理に基づき、市長等(市長その他の執行機関及び補助機関としての職員をいう。以下同じ。)の行政の執行状況を監視すること等を通じて、市民の意見を適切に市政に反映させなければならない。

また、議会は、市及び市民の現在及び将来に対して大きな責任を負っており、常に住民自治の実現のために積極的に議会活動を行うとともに、不断に議会の活性化を推進していかなければならない。

議会は、これらの視点に立ち、ここに議会運営の基本となる住民自治に基づいた諸原則を体系的に定めるものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の組織、運営等並びに議員の責務、活動等に関する基本的事項について定め、もって、議会が、二元代表制の下でその与えられた責務及び市民の代表

機関としての役割を適切に果たすことにより、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

(議会の役割及び活動原則)

第2条 議会は、市民の代表機関として市民の意思を市政に反映させ、条例の制定改廃、予算及び決算その他の市政の重要事項について市の意思決定を行うとともに、市長等の行政の執行状況を常に監視し、同時に自らも不断の努力によって議会の活性化、議会活動の公平性及び透明性の確保並びに市民に対する説明責任を果たすことに努めなければならない。

(議会の議決事件)

第3条 議会の議決事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項各号に掲げる議決事件のほか、同条第2項の規定に基づく小山市議会の議決事件に関する条例(平成21年条例第23号)に定める議決事件とし、必要に応じて同条例に市政の重要事項を加えるものとする。